

就職支度金規程

就職支度金規程

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人庄内福祉会が経営する在宅介護複合施設ほづみの看護職員及び介護職員の確保及び充実を図ることを目的としている。

(支給の対象者)

第2条 就職支度金の支給対象者は、新たに正職員として採用決定された者で次の各号に該当するものは除く。

- (1) 既にこの規定による支援金の支給を受けた者
- (2) 派遣職員として従事する者
- (3) ハローワーク以外の紹介により採用された者（有料職業紹介所等）
- (4) 採用日において満60歳以上の者

(就職支度金の金額)

第3条 就職支度金の額は次のとおりとする

- (1) 看護師 100,000 円
- (2) 准看護師 100,000 円
- (3) 介護福祉士 100,000 円
- (4) 介護職員初任者研修（ヘルパー資格） 100,000 円

2 前項の就職支度金は、所得税法による源泉所得税を控除した金額を支給する。

(就職支度金の決定、支給)

第4条 就職支度金は採用が内定し、入職日の前日までに銀行振込より支給する。

(就職支度金の返還)

第5条 就職支度金の支給を受けた者が、在籍期間が1年に達するまでの間に離職した場合は、全額を法人に返還しなければならない。

2 前項の離職した場合には、病気による離職（医師の判断）、及び死亡により職員でなくなった場合は含まないものとする。

(改廃)

第6条 この規定を変更する場合は、理事会の承認とする。

附則

この規定は、令和3年11月11日から施行する。